

# 立憲民主党 憲法調査会 国会のあり方分科会・中間報告(案)の概要

## はじめに～「国会のあり方」に関わる憲法上の課題

日本国憲法は「徹底した国会中心主義」を採用。平時・緊急時を問わず、いかなる場合でも国会機能（立法機能・行政監視機能等）の維持は大前提。この点、臨時会の召集や衆議院解散権の行使について、平時でも国会中心主義に反する運用がなされているのが現状。また、最高裁が憲法判断を下さないことは、政府の一部である内閣法制局に違憲審査機能を事実上委ねている現状にあり、立憲主義の観点から問題。

## 分科会における議論

### ①緊急時における国会機能の維持

#### 現状と課題

- いわゆる「緊急事態条項」について、以下のような論点が提起されている
  - ①任期満了直前に大規模災害等が発生し選挙が執行できない場合における「議員任期延長」の仕組みの必要性
  - ②大規模災害等において国会が機能しない場合における「緊急政令・緊急財産処分」の必要性

#### 解決の方向性

- 「緊急事態条項」と呼ばれ議論されている内容は様々（国家緊急権等）。「徹底した国会中心主義」を採用する憲法において国家緊急権は論外であり、「緊急事態条項」概念を憲法に持ち込むことは不要
- 現行憲法下でも、①平時の万全の立法措置、②緊急時の迅速な臨時会召集、③衆議院解散中・任期満了時の「参議院の緊急集会」による対応を想定
- なお、「国会中心主義」を貫徹するために、以下の点に留意する必要
  - (1) オンライン審議の環境整備
  - (2) 紛争等で選挙が執行できず、衆議院議員が不在となるような究極の事態（選挙困難事態）が起こり得るかの検討の上、国会機能を維持するために以下を検討
    - ・参議院の緊急集会の制度（射程・権限等）に関し、「解散時に限られるか、任期満了時も含まれるか」、「行政監視機能等を行行使できるのか」等の整理。必要があれば憲法又は法律に明記することも検討
    - ・「緊急政令・緊急財産処分」は、国会の権能放棄であり、不要。「議員任期延長」は、国民の選挙権行使の機会の保障、政府・与党による権力濫用防止の観点から問題がある。司法機関の関与について検討が必要。国会の閉会禁止・解散禁止、即時召集といった憲法改正事項についても検討

### ②臨時会召集要求の実効性

#### 現状と課題

- 憲法53条後段に基づく要求を内閣が放置する憲法違反の繰り返しが常態化

#### 解決の方向性

- 召集期限の法定化は合憲（通説）。我が党は、内閣が20日以内に臨時会召集を決定しなければならない旨の国会法改正案を衆議院に提出済

### ③衆議院解散権の行使の制限

#### 現状と課題

- 時の政権与党が自分達に都合よく恣意的に解散権を行行使しているのが実情

#### 解決の方向性

- アプローチ（法律改正か憲法改正か）や解散権行使の制限内容（解散事由の列挙等、解散理由の本会議審議の義務化等）といった視点から検討が必要

### ④一票の較差と衆参各議院の組織・権限

#### 現状と課題

- 参議院について、最高裁による合憲判断の前提となっている合区制度には根強い批判がある

#### 解決の方向性

- 合区の解消は必要。参議院の組織・権限の両面から、様々な制度設計が可能だが、統治機構全体に関わるため、参議院の制度設計については総合的な検討が必要
- 自民党の合区解消案（改選ごとに都道府県選挙区から最低一人選出しなければならない旨、憲法上明記）は、憲法14条の「投票価値の平等」の要請を無視する不完全なもの
- なお、衆議院は、基本的に「投票価値の平等」が重視されるべきであるが、「全国津々浦々の民意の適正な反映」（都市・地方の適切なバランス）も重要

### ⑤違憲審査のあり方（憲法裁判所の創設あるいは最高裁改革）

#### 現状と課題

- 最高裁の法令違憲判決は少ない。多ければよいわけではないが、諸々の憲法問題の発生状況を踏まえれば、国民の権利が十分に保障されていないとの疑念がある

#### 解決の方向性

- 立憲主義の観点から司法改革が必要。憲法裁判所の創設は、憲法裁判の活性化を図る抜本的な改善策であるが、課題（裁判の政治化等）もあり、更なる議論が必要。一方、最高裁による違憲審査制を維持する場合は、人事制度を中心とした最高裁改革を含め、更なる議論が必要
- 立法段階での各法案の合憲性チェックについて、衆参の憲法審査会が一定の役割を担うことも検討

「お試し改憲」ではなく、統治機構全体について、腰を据えた憲法論議が必要